#### 仕様書

- 1 件名 令和8年度練馬区災害対応クラウド型コミュニケーションサービスの利用
- 2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 練馬区地域医療担当部地域医療課(練馬区豊玉北6-12-1)

#### 4 目的

区は、大規模災害発生時において、区内医療機関や関係団体との迅速かつ確実な情報連絡を実現するため、チャット機能を主とするコミュニケーションサービスを令和4年度から試験運用し、有用性を検証してきたところである。

この度、試験運用期間の終了に伴い、コミュニケーションサービスを再選定する ものである。

- 5 コミュニケーションサービスの要件
  - (1) チャット機能を主とするコミュニケーションサービスを原則とし、【別紙1-2】要件適合表に定める要件を満たすこと。
  - (2) インターネット回線から接続するクラウドサービスであること。
  - (3) その他サービスの仕様・セキュリティ基準等 【別紙1-3】外部サービス選定基準のすべてを満たすこと

### 6 サービス提供内容

(1) サービスの提供

サービス提供者(以下「乙」という。)は、練馬区(以下「甲」という。)に対し、「クラウド型コミュニケーションサービス」を提供する。また、サービスの利用は災害発生時に限らず、平常時から操作訓練や事前設定等を行えるものとする。

(2) 利用アカウント数の上限200アカウントまで

# (3) 運用・保守・サポート

#### ア体制

乙は、甲との連絡窓口を明確化し、即時に対応できる運用体制が構築されていること。

# イ 問合せ対応

乙は、甲からの使用方法に関する問い合わせに対し、電話等による対応を行うこと。サポートの範囲は、技術的な問題や操作方法等に関する問い合わせとし、窓口の時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

なお、問い合わせは、回数に制限なく行うこと。

# ウ 操作マニュアル等の提供

乙は、サービスに関する操作マニュアル等を作成し、甲へ最新版を提供する こと。提供方法に「サービス内または乙の公式ホームページ等での公開」を含 めるが、公開した場合、周知すること。

# 7 支払方法

- (1) 練馬区会計事務規則第57条第1項第1号により、継続(分割)支払いとする。
- (2) 毎月の履行確認後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

### 8 その他

- (1) 業務を履行するに当たり知りえた区の情報の取扱いについては、【別紙1-4】 「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲と協議のうえ決定すること。

## 9 担当および連絡先

所 属 練馬区地域医療担当部地域医療課管理係

担当者 小野

Tel 03-5984-4673「直通]

mail IRYOSHISETSU@city.nerima.tokyo.jp